3　行政機関の長等は、法第七十一条第三項の規定による求めを受けたときは、本人に対し、遅滞なく、次に掲げる事項について情報提供しなければならない。ただし、情報提供することにより当該行政機関の長等の属する行政機関等が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合は、その全部又は一部を提供しないことができる。

一　当該第三者による法第七十一条第一項に規定する体制の整備の方法

二　当該第三者が実施する相当措置の概要

三　第一項第一号の規定による確認の頻度及び方法

四　当該外国の名称

五　当該第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその概要

六　当該第三者による相当措置の実施に関する支障の有無及びその概要

七　前号の支障に関して第一項第二号の規定により当該行政機関の長等が講ずる措置の概要

4　行政機関の長等は、法第七十一条第三項の規定による求めに係る情報の全部又は一部について提供しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

5　行政機関の長等は、前項の規定により、本人から求められた情報の全部又は一部について提供しない旨を通知する場合には、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

（電磁的方法）

第四十九条　法第七十三条第四項に規定する電磁的方法は、次に掲げる方法とする。　［新設］

一　電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

二　電子メールを送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

三　前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法第二条第一号に規定する電気通信をいう。）を送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

（令第十九条第一項第二号の個人情報保護委員会規則で定める事項）

第五十条　令第十九条第一項第二号の個人情報保護委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。　［新設］

一　法第九十条第一項ただし書又は第九十八条第一項ただし書に規定する他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手続が定められているときの、当該法律又は命令の条項

二　法第七十四条第一項の規定に基づき通知をした事項を変更しようとするときの、当該変更の予定年月日

（情報通信技術による開示請求に係る手数料の納付の方法）

第五十一条　令第二十六条第一項第二号に掲げる場合における情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第五項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって主務省令で定めるものは、同号に規定する開示請求により得られた納付情報により納付する方法とする。　［新設］

（写しの送付に要する費用の納付の方法）

第五十二条　令第二十七条第一項の個人情報保護委員会規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。　［新設］

一　郵便切手又は個人情報保護委員会が定めるこれに類する証票で納付する方法

二　情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により法第八十七条第三項の規定による申出をした場合において、当該申出により得られた納付情報により納付する方法